

## 1-1 保育者として求められる資質とは

講師：東京統括事業本部  
東江幸子



# 子どもの権利条約って？

新人研修  
保育者として求められる資質とは

## 背景

- 地球上のさまざまな場所で子どもたちが人間としての人格や尊厳が維持できず、傷つき、悩み、時には生命を奪われるという「危機感」があった。

武力紛争・飢餓・貧困・環境破壊・家庭崩壊・虐待などにより子どもたちが自信を失ってしまったら、もはや人類の未来はないのではないか。

- 「核存在による平和への危機」「極端な消費」子どもたちに与えている精神的・身体的インパクトというのも視野に入れおく必要がある。



# 内面汚染はもっと深刻



先進国は、

いじめ・自殺・非行・虐待・めあてのない欲求不満…  
愛より金という風潮が、子どもたちの中でおこないや  
考え方まで、あらわに映し出している。

→子どもたちに生きるプライドを取り戻し、社会を支える重要な構成員としての役割を担えるようになるためにはどうしたらいいのか、ポーランド政府が原案づくり

\* ポーランドのヤヌシュー・コルチャック

「子どもの権利の尊重」が原案



# 「国連・子どもの権利条約」

「保護の対象」から

「権利の主体へ」

子どもを未熟なものという「保護」の対象である客体から、権利行使の主体として認識し位置づけ、締約国に対して、法的拘束力をもつ条約のかたちで、子どもの権利を守ることを、法規的に義務付けた。

締約国に対して、法的拘束力をもつ条約のかたちで、子どもの権利を守ることを、法規的に義務付けた。

子どもの権利条約は国内法より優位

# 権利主体としての子どもの位置づけ

## 「子どもの権利条約」

\* 法的拘束力を持つ条約の形で権利の主体性をめざす

子どもの保護に関する親  
国・地方自治体及び社会も



「権利行使の主体  
としての子ども」

→ 最大限、子ども自身の意見も反映する努力が必要であり、  
さらに、自己の意見を表明する力の弱い子どもたちについても  
そのニーズに添った「子どもの最善の利益」にかなうサービス  
提供がなされる体制を整備すべきである

→ 成長、発達の可能性を最大限發揮できるよう支援していく  
という視点に立つことが重要

# 「子どもの最善の利益」

「子どもの最善の利益」と明記した条項が6か所あり、子どもに係る全ての活動に広がる

「自分の存在をありのまま受け入れてもらう」

➡子どもの身になって考える

子どもを一人の価値ある人間として尊重し、人間の尊厳を重んじる心や行為  
を疎かにしてないか省察する。

親・保護者や保育者のニーズ・欲求が優先され子どもが疎かにされてない  
か常に省察する。

保育にあたり知り得た子どもに関する秘密は正当な理由なく漏らすことがな  
いようにする

■条約の中で最も大切されるべき理念

■一人ひとりの子どもによってちがう

「子どもの最善の利益」

---

## <4つの柱>…基本精神

子どもの権利条約には4つの柱と呼ばれる権利がある。

人間としての尊厳と権利が守られながら豊かな愛情をもって育てられ一人ひとりが健やかに成長を保障されている

◎子どもに関するすべての措置を取るに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局または立法機関のいずれによって行われるものであっても、子どもの最善の利益が主として考慮されるものとする。

(子どもの最善の利益 3条)

- ・子どもの最善の利益の尊重原則
- ・国の子どもに対する必要な保護とケアの確保義務
- ・子どものための機関・サービス・施設の基準遵守義務



◎すべての子どもが生命に対する固有の権利を有する。子どもの生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する (生存・発達の確保 6条)

- ・子どもに生命への固有の権利を保障=国が子どもの生存と発達を最大限に確保すべきことを定めている
  - ・子どもは発達の可能性をもつ
  - ・社会的弱者である
- ・国が積極的に、戦争や飢餓、疫病、栄養不良、環境破壊などを防ぐ
  - ①胎児の生命権と妊娠中絶
  - ②信仰に基づく子どもの輸血問題
  - ③大人による虐待
  - ④死刑



◎子どもおよびその親(法廷保護者)の人種・皮膚の色・性・言語・宗教・政治的その他の意見・出身・財産・障がい・出生またはその他の地位などを理由とするあらゆる差別を禁止する。(2条)

#### 第1回の報告書での「勧告」

- ・非嫡出子に対しての存在する差別を是正する
- ・韓国、朝鮮及びアイヌの児童を含む少数者の児童の差別的な取り扱い
- ・女児・男児の婚姻最低年齢を同一にする
- ・障がい児の施設への入所に代わる措置をとり、障がい児に対する差別を減らすための啓発キャンペーンを考慮し、障がい児の社会参加を奨励すること」

#### 第4, 5回総合定期報告書での勧告

- ・包括的差別禁止法の制定

◎自分に関係のある事柄について自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、活動することができる。そのときには、家族や地域社会の一員としてルールを守って行動する義務があり、それを守るための参加する権利。(意見表明権 12条)

- ・自分の見解をまとめる事のできる子どもは、自分に影響をあたえるすべての事柄に対して自由に見解を表明する権利を有す
- ・子どもの見解を年齢・成熟に応じて正当に重視する事

子どもは発達途上の存在であるとの独自性に着目

国や親が子どもに係る重要な決定を下す際には子どもの「意見表明権」の保障という子どもにふさわしい特有の方法が必要である。

- ・司法、行政手続きにおいて、子どもの聴聞の機会が与えられなければならない。



# 国連・子どもの権利委員会

## 条約の履行状況を審査する委員会

批准して2年後に初の政府報告書を提出

NGO・NPO法人、高校生も発言できる

その後は5年ごとに報告書を提出

2016年5月に提出

\* 日本人初の大谷美紀子さんが委員に就任

日本は

- ・ 教育にかける予算がGDP(国内総生産)の割合がOECD諸国の中で最下位
- ・ 児童予算も少ない、少子化で減らし親の負担増



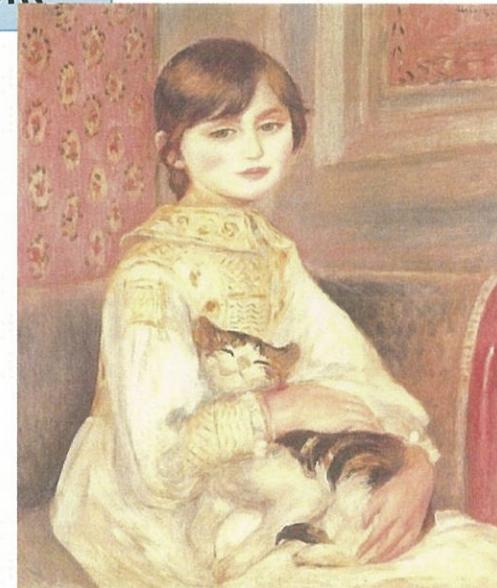
# 国連子どもの権利委員会 日本への勧告を公表(2020年2月7日)

総括所見(4・5回総合定期報告書)…詳細資料参照

緊急措置をとるべき分野

- ・差別の禁止…包括的差別禁止法の制定  
非婚の両親から生まれた子どもの地位に関する規定、等
- ・子どもの意見の尊重、
- ・体罰の禁止
- ・家庭環境を奪われた子ども、
- ・リプロダクティブヘルス及び精神保健、
- ・少年司法に関する課題
- ・子どもへの暴力、性的な虐待や搾取…子ども自身が虐待被害の訴えや報告が可能な機関の創設

勧告…「女子高生サービス」など子どもの売春及び性的搾取の禁止



# 世界194ヶ国 現在も 45ヶ国で紛争が起きている—

・条約が批准されて30年が経過、その間、そして現在も子どもたちの権利侵害は深刻そのものである。紛争国に暮らす子どもたちは直接、攻撃を受ける大人の『盾』として使われ、命を奪われている。

・いじめ、自殺、虐待…日本

小中高生の自殺 ①「家庭の不和」 ②「親の叱責」  
③「学業不振」…10万人にあたり2.5人

・地球汚染

貧困率13.5% 虐待件数159,838件

環境活動家スウェーデングレタさん、国連で怒りのスピーチ  
東日本大震災での核燃料の処理問題、台風による甚大な  
被害

米国…山火事、雪が降る

次は、

1-2保育者として求められる資質とは

をご覧ください。